

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

○北海道税条例施行規則の一部を改正する規則…………… (税務課) 1

規 則

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第40号

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則

北海道税条例施行規則（昭和29年北海道規則第98号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項及び第14条の3第1項中「、第144条の29第2項及び第164条第5項」を「及び第144条の29第2項」に改める。

第16条の4の2第2項中「（自動車税の環境性能割にあっては、別記第67号様式の2）」を削る。

第26条第1項第1号中「、第63条の9第2項」を削り、同項第4号中「、第61条の21及び第63条の13」を「及び第61条の21」に改める。

第28条第1項第3号中「自動車税種別割課税台帳」を「自動車税課税台帳」に改める。

第49条の7第1項第17号中「取り消され（民法第424条の規定に基づき取り消された場合を除く。）、又は」を削り、同項第21号中「第67条の15の6第4項第3号」を「第68条の3の2第4項第3号」に改める。

第66条の6を削る。

第67条の見出し中「環境性能割」を「自動車税」に改め、同条第1項中「環境性能割の納付に係る」を削る。

第67条の2第1項中「環境性能割の納付に係る」を削る。

第67条の14を次のように改める。

（自動車税の納税済印の印影）

第67条の14 条例第65条の2第4項の規定による納税済印の印影は、別記第7号様式の2によるものとする。

第67条の15の見出し中「環境性能割」を「自動車税」に改め、同条中「第63条の8第3項」を「第65条の2第5項」に改める。

第67条の15の2から第67条の15の13までを削る。

第67条の16の見出し及び第67条の19の見出し中「種別割」を「自動車税」に改める。

第68条の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第3項中「自動車税種別割納税証明書交付請求書」を「自動車税納税証明書交付請求書」に改める。

第68条の2の前の見出し並びに同条第1項及び第2項並びに第68条の3中「種別割」を「自動車税」に改める。

第68条の3の2を次のように改める。

第68条の3の2 条例第67条の4第1項第3号に規定する規則で定める障害を有する者は、次に掲げる者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号による障害の級別に該当する障害を有するもの

| 障害の区分 | | 障害の級別 |
|--------------------------|------|----------------------------|
| 視覚障害 | | 一級から四級までの各級 |
| 聴覚障害 | | 二級又は三級 |
| 平衡機能障害 | | 三級又は五級 |
| 音声機能障害 | | 三級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。） |
| 上肢不自由 | | 一級から三級までの各級 |
| 下肢不自由 | | 一級から六級までの各級 |
| 体幹不自由 | | 一級から三級までの各級又は五級 |
| 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 | 上肢機能 | 一級から三級までの各級 |
| | 移動機能 | 一級から六級までの各級 |
| 心臓機能障害 | | 一級、三級又は四級 |
| 腎臓機能障害 | | 一級、三級又は四級 |
| 呼吸器機能障害 | | 一級、三級又は四級 |
| ぼうこう又は直腸の機能障害 | | 一級、三級又は四級 |
| 小腸機能障害 | | 一級、三級又は四級 |
| ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 | | 一級から四級までの各級 |
| 肝臓機能障害 | | 一級から四級までの各級 |

- (2) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者（身体障害者手帳の交付を受けている者で前号の規定に該当するものを除

く。)のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2による重度障害の程度又は同法別表第1号表ノ3による障害の程度に該当する障害を有するもの

| 障害の区分 | 重度障害の程度又は障害の程度 |
|---------------|--|
| 視覚障害 | 特別項症から第四項症までの各項症 |
| 上肢不自由 | 特別項症から第三項症までの各項症 |
| 下肢不自由 | 特別項症から第六項症までの各項症又は第一款症から第三款症までの各款症 |
| 体幹不自由 | 特別項症から第六項症までの各項症又は第一款症から第三款症までの各款症 |
| 聴覚障害 | 特別項症から第四項症までの各項症 |
| 平衡機能障害 | 特別項症から第四項症までの各項症 |
| 音声機能障害 | 特別項症から第二項症までの各項症(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。) |
| 心臓機能障害 | 特別項症から第三項症までの各項症 |
| 腎臓機能障害 | 特別項症から第三項症までの各項症 |
| 呼吸器機能障害 | 特別項症から第三項症までの各項症 |
| ぼうこう又は直腸の機能障害 | 特別項症から第三項症までの各項症 |
| 小腸機能障害 | 特別項症から第三項症までの各項症 |
| 肝臓機能障害 | 特別項症から第三項症までの各項症 |

- (3) 都道府県知事若しくは地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長から療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。第5項において同じ。)の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- 2 条例第67条の4第1項第3号に規定する規則で定める者は、次に掲げる者(前項第1号又は第2号の規定に該当する者を除く。)とする。
- 身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
 - 戦傷病者特別援護法の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者
- 3 条例第67条の4第1項第4号に規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。
- 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する障害児入所施設及び児童心理治療施設
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する障害福祉サービス事業(同法に規定する療養介護、生活介護、自立訓

練、就労選択支援、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う施設並びに同法に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター及び福祉ホーム

- 生活保護法に規定する救護施設及び医療保護施設
 - 老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム
 - 身体障害者福祉法に規定する身体障害者福祉センター及び盲導犬訓練施設
 - 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する介護老人保健施設(社会福祉法第2条第3項第10号に規定する事業を行うものに限る。)
 - 前各号に掲げる施設に類する施設
- 4 条例第67条の4第1項第5号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。
- 公益財団法人北海道肢体不自由児者福祉連合協会(昭和37年1月17日に財団法人北海道肢体不自由児福祉協会という名称で設立された法人をいう。)
 - 公益財団法人結核予防会(昭和14年5月22日に財団法人結核予防会という名称で設立された法人をいう。)
 - 公益財団法人北海道対がん協会
 - 前3号に掲げる者に類する者
- 5 条例第67条の4第2項後段の規則で定める書面は、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書面とする。

| | |
|-------------|-------------------|
| 第1項第1号に掲げる者 | 身体障害者手帳 |
| 第1項第2号に掲げる者 | 戦傷病者手帳 |
| 第1項第3号に掲げる者 | 療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 |

第68条の4第1項第2号中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第3項第2号中「自動車税種別割納税通知書」を「自動車税納税通知書」に改める。

第68条の6の見出し及び同条第1項並びに第68条の7(見出しを含む。)中「種別割」を「自動車税」に改める。

附則第20項を削る。

附則第21項中「の種別割」を削り、同項を附則第20項とする。

附則第22項中「の種別割」を削り、同項を附則第21項とする。

附則第23項を附則第22項とし、附則第24項から第32項までを1項ずつ繰り上げる。

附則第33項を削る。

附則別記第4号様式中「附則第23項」を「附則第22項」に改め、同様式(表)中「自動車税種別割減免申請書」を「自動車税減免申請書」に、

「 | とする | 」とする |

自動車税種別割」を「自動車税」に、「自動車税種別割の」を「自動車税の」に改め、

同様式（裏）記載要領7中「自動車税種別割」を「自動車税」に改め、同様式付表末尾欄外注意3の事項及び同注意5の事項中「自動車税種別割」を「自動車税」に、「乗務記録」を「業務記録」に改める。

別記第4号様式の2の2中その6を削り、その7をその6とし、その8をその7とし、その9をその8とする。

別記第4号様式の4中その2を削り、その3をその2とし、その4をその3とする。

別記第6号様式中「、第67条の15の3」を削る。

別記第6号様式の6その1中「個人道民税及び地方消費税を除く」を「道が賦課徴収するものに限る」に改め、同様式その2中「自動車税種別割用」を「自動車税用」に、「自動車税種別割納税証明書交付請求書」を「自動車税納税証明書交付請求書」に改める。

別記第6号様式の7その2中「自動車税種別割用」を「自動車税用」に、「自動車税種別割納税証明書」を「自動車税納税証明書」に、「自動車税種別割に」を「自動車税に」に改め、同様式その3中「自動車税種別割用」を「自動車税用」に、「自動車税種別割納税証明書」を「自動車税納税証明書」に、「自動車税種別割の」を「自動車税の」に、「別記第14号様式の3その6」を「別記第14号様式の3その4」に、「同様式その8」を「同様式その6」に改め、同様式その4中「自動車税種別割用」を「自動車税用」に、

「自動車税種別割納税証明書」を「自動車税納税証明書」に、「自動車税種別割」を「自動車税」に、「自動車税種別割の」を「自動車税の」に、「別記第14号様式の3その7」を「別記第14号様式の3その5」に改め、同様式その5中「自動車税種別割用」を「自動車税用」に、「自動車税種別割納税証明書」を「自動車税納税証明書」に、「自動車税種別割の」を「自動車税の」に改める。

別記第7号様式の2中「第19条」の次に「、第67条の14」を加える。

別記第13号様式中

北海道税条例第63条の6の規定による自動車税環境性能割に係る申告書を提出しなかったため
北海道税条例第66条の規定による自動車税種別割の賦課徴収に関する申告又は報告をしなかったため
北海道税条例第73条の規定による鉱区税の賦課徴収に関する申告をしなかったため
地方税法第745条の規定によって準用する第383条の規定による固定資産の申告をしなかったため

を

北海道税条例第66条の規定による自動車税の賦課徴収に関する申告又は

報告をしなかったため
北海道税条例第73条の規定による鉱区税の賦課徴収に関する申告をしなかったため
地方税法第745条の規定によって準用する同法第383条の規定による固定資産の申告をしなかったため

に

改める。

別記第14号様式その7中「自動車税種別割用」を「自動車税用」に改め、同様式その7（表）中「自動車税種別割納税通知書兼領収証書」を「自動車税納税通知書兼領収証書」に改め、同様式その7（裏）中「自動車税種別割」を「自動車税」に、「第177条の8」を「第155条」に改め、同様式その8中「自動車税種別割用」を「自動車税用」に改め、同様式その8（表）中「自動車税種別割」を「自動車税」に改め、同様式その8（裏）中「自動車税種別割」を「自動車税」に、「第177条の8」を「第155条」に改め、同様式その9中「自動車税種別割用」を「自動車税用」に、「自動車税種別割納税通知書」を「自動車税納税通知書」に、「自動車税種別割は」を「自動車税は」に、「第177条の8」を「第155条」に、「自動車税種別割を」を「自動車税を」に、「自動車税種別割の」を「自動車税の」に改め、同様式その10中「自動車税種別割用」を「自動車税用」に、同様式その10（1葉）中「年度 自動車税種別割納税通知書」を「年度 自動車税納税通知書」に、「自動車税種別割は」を「自動車税は」に、「第177条の8」を「第155条」に、「自動車税種別割を」を「自動車税を」に、「自動車税種別割の」を「自動車税の」に改め、同様式その10（2葉）中「年度 自動車税種別割納税通知書内訳書」を「年度 自動車税納税通知書内訳書」に改める。

別記第14号様式の2その3中「自動車税種別割用」を「自動車税用」に改め、同様式その3（表）中「自動車税種別割督促状兼領収証書」を「自動車税督促状兼領収証書」に改め、同様式その3（裏）注意2の事項中「令和元年10月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第15条の規定による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。また、令和3年1月1日以後の期間については、」を削り、同様式その4中「自動車税種別割用」を「自動車税用」

に改め、同様式その4（表）中「自動車税種別割督促状兼領収証書」を「自動車税督促状兼領収証書」に、「自動車税種別割」を「自動車税」に改め、同様式その4（裏）注意2の事項中「令和元年10月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第15条の規定による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。また、令和3年1月1日以後の期間については、」を削る。

別記第14号様式の3中「、第67条の15の2」を削り、同様式その4及び同様式その5を削り、同様式その6中「自動車税種別割用」を「自動車税用」に改め、同様式その6（表）中「自動車税種別割」を「自動車税」に改め、同様式その6（裏）注意1の事項中「令和元年10月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第15条の規定による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。また、令和3年1月1日以後の期間については、」を削り、同様式その6を同様式その4とし、同様式その7中「自動車税種別割用」を「自動車税用」に改め、同様式その7（表）中「自動車税種別割」を「自動車税」に改め、同様式その7（裏）

注意1の事項中「令和元年10月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第15条の規定による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。また、令和3年1月1日以後の期間については、」を削り、同様式その7を同様式その5とし、同様式その8中「自動車税種別割用」を「自動車税用」に改め、同様式その8（1連）（表）中「自動車税種別割領収証書」を「自動車税領収証書」に改め、同様式その8（1連）（裏）注意1の事項中「令和元年10月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第15条の規定による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。また、令和3年1月1日以後の期間については、」を削り、同様式その8（2連）中

「**自動車税種別割**」を「**自動車税**」に改め、同様式その8を同様式その6とする。

別記第21号様式の4を次のように改める。

別記第21号様式の4（第67条の8関係）

北海道税収入証紙表示記録簿

| 月 日 | 証紙表示の金額累計額 | 当日表示の金額 | | 誤表示の証紙 | | 道に払い込むべき証紙の代金 | | 指定金融機関に払い込んだ証紙の代金 | | 未払又は過払いの額 | 検査済みの印 |
|-----|------------|---------|----|--------|----|---------------|----|-------------------|----|-----------|--------|
| | | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | | |
| . | | | | | | | | | | | |
| . | | | | | | | | | | | |

「次のとおり 自動車税環境性能割（自動車税種別割、軽自動車税環境性能割）の課税免除（減免）を申請します。（根拠法令―道税条例第 条 ）」

「次のとおり 自動車税の課税免除（減免）を申請します。（根拠法令―道税条例第 条 ）」

に、

適用を受けようとする自動車又は軽自動車

を

に、

普通・小型・軽自 を 普通・小型 に、

| | | |
|-------|------|-----------------------------------|
| 環境性能割 | 取得価額 | 円 |
| 種別割 | 年度 | <input type="checkbox"/> 減免適用車の変更 |

| | |
|----------|---|
| 年度 | |
| 減免適用車の変更 | <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし |

既に自動車又は軽自動車に減免を申請している

を

に、

運転装置等：不要・要（ ）

を

運転装置等：不要・要（ ）
※運転装置等が要の場合の確認方法
現車・写真（ ）

に、

| | | | | | | | | |
|------|-------|----|----|---|---|----|-----------|-----|
| 環境性能 | 課税標準額 | 千円 | 税率 | % | 種 | 年度 | 免除(減免)の始期 | 年月日 |
|------|-------|----|----|---|---|----|-----------|-----|

| | | | | | | | |
|--------|----|---|-----|---|---|-----|---|
| 課税用使用欄 | 税額 | 円 | 減免額 | 円 | 別 | 税額 | 円 |
| | | | | | 割 | 免除額 | 円 |

| | | | |
|--------|-----|-----------|-----|
| 徴収庁連絡欄 | 年度 | 免除(減免)の始期 | 年月日 |
| | 税額 | 円 | |
| 課税用使用欄 | 免除額 | 円 | |

| | | | | | | | |
|-------|-------|-----|------|----|-------|------|------|
| 区分 | 課税区分 | 入力 | 非免区分 | 手帳 | 障害-等級 | 運転理由 | 判定結果 |
| 環境性能割 | 申告納付 | 前・後 | | | | | |
| 種別割 | 定期・随時 | 前・後 | | | | | |

を

| | | | | | | |
|-------|-----|------|----|-------|------|------|
| 課税区分 | 入力 | 非免区分 | 手帳 | 障害-等級 | 運転理由 | 判定結果 |
| 定期・随時 | 前・後 | | | | | |

に改め、同様式その1（裏）

注意4の事項中「書類（保険証等）」を「書類名（源泉徴収票等）」に改め、同様式その2

中 自動車税環境性能割・軽自動車税種別割 減免申請書 を 自動車税減免申請書 に、

| | | | | | | | | |
|---------------------|------|------|----------------|---------------|---------|---|------|---|
| 減免を受けようとする自動車又は軽自動車 | 普通 | 4輪以上 | 乗用トラック | 車台番号 | 型式(年式) | | | |
| | 小型 | 3輪 | バス | 定置場(使用の本拠の位置) | | | | |
| | 軽自 | 被けん引 | 営業用 | 特種用途() | | | | |
| | 総排気量 | | cc | 最大積載量 t | | | | |
| 乗車定員 | | 人 | 納税義務の消滅年月日及び理由 | | | | | |
| 環境性能割 | 取得価額 | 円 | 課税標準額 | 円 | 税額 | 円 | ※減免額 | 円 |
| 種別割 | 修繕予定 | 年度 | 予定月日 | 予定金額 | 修理予定工場名 | | | |
| | 年度 | 税額 | 円 | ※減免額 | | 円 | | |

を

| | | | | | | | |
|---------------|---------|--------------------|------------|-----------------------------|---------------|----------------|---|
| 減免を受けようとする自動車 | 普通小型 | 4輪以上 3輪 被けん引 | 自家用 営業用 | 乗用トラック バス 特種用途 () | 車台番号 | 型式(年式) | |
| | | | | | 定置場(使用の本拠の位置) | | |
| | 総排気量 | | | | cc | 最大積載量 | t |
| | 乗車定員 | | | | 人 | 納税義務の消滅年月日及び理由 | |
| | 修理予定年月日 | | | 修理予定金額 | | 修理予定工場名 | |
| 年度 | | | 税額 | | ※減免額 | | |
| | | | 円 | | 円 | | |

に、

「自動車税 環境性能割 種別割、軽自動車税 環境性能割 の減免」を「自動車税の減免」に、

| | | | | | | | |
|----------|-------|---------------|-------|------|-------|------|------|
| ※ 処理欄 | 環境性能割 | 課税区分 | 入力年月日 | 区分 | 統計区分 | 判定結果 | 該当・否 |
| | | 申告納付 | 前・後 | ・ | 新車・中古 | | |
| 種別割 | 課税区分 | 入力年月日 | 入力区分 | 統計区分 | 税率コード | 判定結果 | 該当・否 |
| | | 定期課税 証紙・電子 | 前・後 | ・ | | | |

を

| | | | | | | | |
|----------|---------------|-------|------|------|-------|------|------|
| ※ 処理欄 | 課税区分 | 入力年月日 | 入力区分 | 統計区分 | 税率コード | 判定結果 | 該当・否 |
| | 定期課税 証紙・電子 | 前・後 | ・ | | | | |

| | | | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|--|---|
| 欄 | | | | | | | 果 |
|---|--|--|--|--|--|--|---|

に改め、同様式その2末尾欄外注意2の事項を削り、同注意3の事項を同注意2の事項とし、同様式その3中「自動車税種別割減免申請書」を「自動車税減免申請書」に、「自動車税種別割の減免」を「自動車税の減免」に、「2 自動車税種別割納税通知書」を「2 自動車税納税通知書」に改め、同様式その3末尾欄外注意1(1)の事項及び2の事項中「自動車税種別割」を「自動車税」に改め、同注意3の事項中「自動車税種別割納税通知書」を「自動車税納税通知書」に改める。

別記第71号様式中

「自動車税種別割の売主の第二次納税義務
徴収金納付義務免除申告書」を

「自動車税の売主の第二次納税義務徴収金納付義務免除申告書」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の北海道税条例施行規則(以下「新規則」という。)第49条の7第1項の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なお従前の例による。

3 施行日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割に係る事務についてのこの規則による改正前の北海道税条例施行規則(以下「旧規則」という。)附則第33項の規定の適用については、なお従前の例による。

4 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合には、新規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

(合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税徴収事務委任規則の一部改正)

5 合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税徴収事務委任規則(昭和27年北海道規則第143号)の一部を次のように改正する。

本則中「の種別割」を削る。